




介護資格取得のための 費用の一部を助成します

郡山市では、介護分野に就職を希望している方や、すでに介護職員として働いている方でスキルアップのために資格を取得したい！と考えている方の資格取得費用の一部を助成します。

<p>1 対象となる研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修 ・介護福祉士実務者研修 	<p>5 手続きの流れ</p>
<p>2 対象者</p> <p>市内にお住まいで郡山市に住民票があり、市税等に滞納がない方で、①～④のいずれかに該当する方</p> <p>① 介護分野に就職を希望する方 研修修了後に市内の介護サービス事業所※に就職することが要件となります。</p> <p>② 介護分野に就職を希望する高校2・3年生</p> <p>③ 介護分野に就職を希望する大学生等</p> <p>④ 市内の介護サービス事業所※と雇用契約を締結して勤務されている方</p>	<p>助成金申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講『申込前』に申請が必要です。 ・審査に2週間程度かかります。
<p>3 助成額</p> <p>研修にかかった受講料と教材費の5割（上限10万円） ただし、高校生・大学生等は10割（上限10万円）</p>	<p>受講申込</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市から交付決定通知書が届いたら、研修の申込みをしてください。
<p>4 定員数</p> <p>① 高校生・大学生…3名程度</p> <p>② 一般求職者・介護サービス事業所※に勤務する方…24名程度 予算の範囲を超える見込みとなった場合は、募集を締め切ります。</p>	<p>研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内に受講を修了してください。 ・一般求職者の方は、年度内に市内の介護サービス事業所に就労又は内定を得る必要があります。
<p>6 必要書類</p>	<p>修了報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内に研修修了報告をしてください。 ・修了報告時に必要な書類は、別途お知らせします。
<p>① 助成金交付申請書及び同意書（ウェブサイトから印刷できます。）</p> <p>② 対象となる講習内容と受講費用が分かるパンフレット等の写し</p> <p>③ 住所が確認できる身分証明書の写し（免許証等。なお、学生の方は学生証が必要です。）</p> <p>④ 一般求職者の方は、ハローワークカードの写し</p> <p>⑤ 介護サービス事業所で勤務している方は、就労を証明する書類（就労証明書、雇用契約書（写）等）</p>	 <p>ウェブサイトはこちらから</p>

※ 一部対象外となる介護サービスがあります。裏面をご参照ください。

お問合せ **郡山市産業観光部 産業雇用政策課**（西庁舎4階）
お申込み先 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 TEL 924-2251



※介護サービス事業所

勤務先として認められる介護サービス事業所は、次に掲げるサービスを提供する事業所です。

居宅サービス（介護予防含む）

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護

施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

地域密着型サービス（介護予防含む）

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

障がい福祉サービス事業

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・施設入所支援
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・自立生活援助

介護資格取得助成金Q & A

Q 1：通信講座も助成の対象になりますか？また、入会金は対象になりますか？

A 1：通信講座は対象になりますが、入会金は**対象外**です。他に、交通費、保険料、分割払いにおける手数料、追試等にかかる追加費用も**対象外**となります。

Q 2：現在勤務している介護事業所が受講費用の一部を負担していますが、助成の対象になりますか？

A 2：他から全部又は一部でも助成を受けている場合は、助成の対象にはなりません。

Q 3：研修を最後まで受講できませんでしたが、かかった費用は助成してもらえますか？

A 3：申請年度内（3月31日まで）に受講を修了し、修了報告書を提出しなければ助成できません。

Q 4：初任者と実務者のセット研修は対象になりますか？

A 4：対象となります。

Q 5：現在市内の介護サービス事業所に勤めていますが、どの事業所に勤めていても申請できますか？

A 5：対象事業所はチラシに記載しているサービスを提供する事業所となります。訪問看護や訪問リハビリテーションなど、一部対象外となるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

Q 6：勤務先の事業所が代理申請をしてもよいですか？

A 6：構いません。ただし、委任状（任意様式）の提出が必要です。

Q 7：一般求職者の場合は、研修受講後に市内の介護サービス事業所に就職することが要件になっていますが、人材派遣の形態でもよいですか？

A 7：人材派遣の形態は認められません。事業所と直接雇用契約（パートタイムでの雇用含みます。）を締結していることが条件となります。

Q 8：研修は受講しましたが、就職が決まりません。いつまでに就労を開始すれば助成になりますか？

A 8：年度末（3月31日）までに市内の介護サービス事業所において就労すること又は内定を得ることが必要であり、遅くとも申請翌年度の4月1日から就労できなければ、助成の対象になりません。

Q 9：クレジットカード等の分割払いですが、申請年度内に支払いが終わりません。助成対象になりますか？

A 9：助成対象になりません。申請年度内に手数料相当分についても支払いを終えていることが要件となります。支払い時の分割回数等については慎重に判断してください。なお、クレジットカードでの支払いの場合、領収書の代わりにクレジット契約証明書の提出が必要となります。